



知っていますか？

皆さん、普段何気なく使っている水道水が「配水管」と「給水装置」によって届けられていることを知っていますか？「配水管」は、公道に埋められた水道管のことで、この配水管から分かれて家庭まで引き込むための設備や器具を総称して「給水装置」といいます。

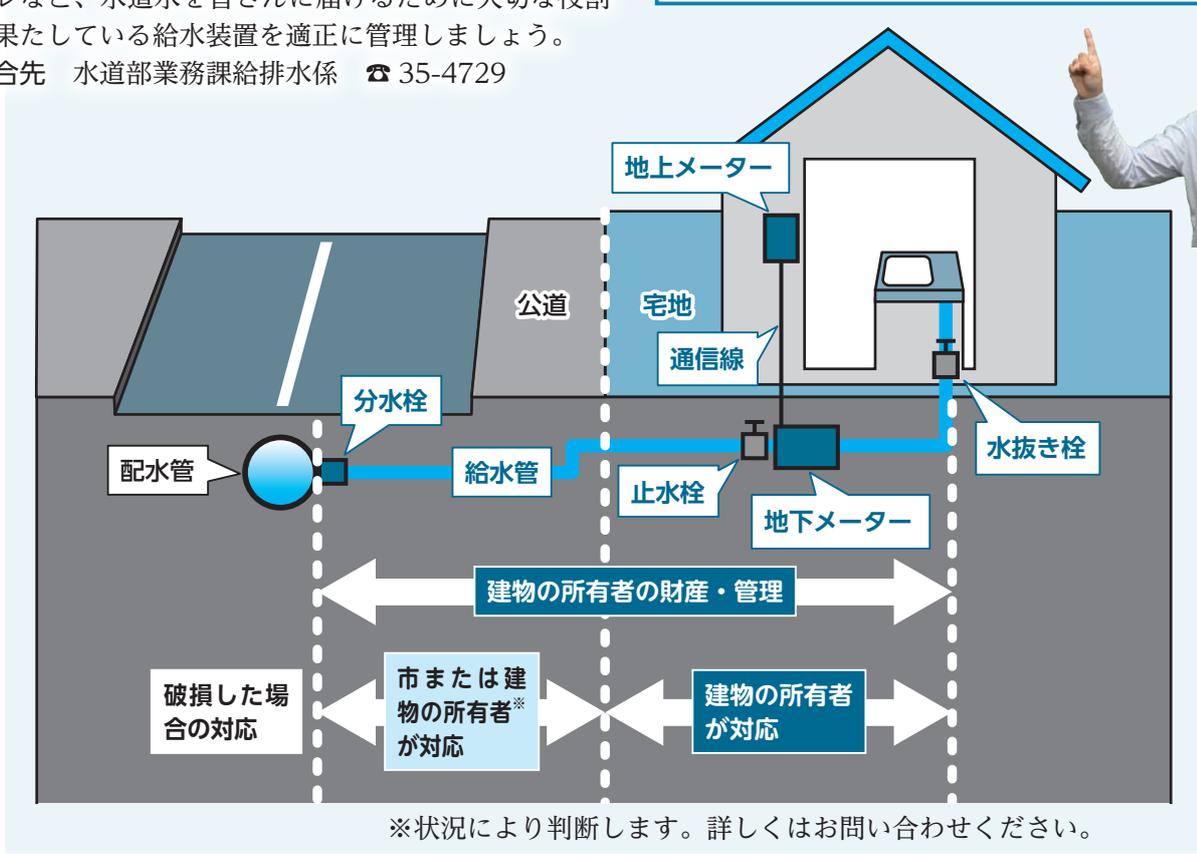
給水装置は建物の所有者の財産です。キッチンやトイレなど、水道水を皆さんに届けるために大切な役割を果たしている給水装置を適正に管理しましょう。

問合せ先 水道部業務課給排水係 ☎ 35-4729

給水装置は建物の所有者の財産です

ポイント

漏水防止のため、引っ越しの際や長期間水道を使用しない場合は、水抜き栓による水落としと止水栓の閉止をしてください。また、建物を取り壊すなどで水道の使用を止めるときは、市指定水道工事業者に分水栓の閉止を依頼してください



Q 家の敷地から水が湧き出ています。市で直してくれますか？

A 上の図で「建物の所有者の財産・管理」の範囲にあるものは、建物の所有者（使用者）が設置・管理するものです。市指定の水道工事業者に修理を依頼してください。修理費用は、皆さんの負担となります

Q 漏水によって発生した水道料金はどうなりますか？減免や免除の制度はありますか？

A 地中や床下などの見えない部分で給水装置が破損していた場合は、推定漏水量の一部を減額できることがあります。ただし、市指定水道工事業者に修理を依頼した場合に限ります

ポイント

水道管の凍結や漏水の修理を水道工事業者に依頼した際、市に対し「費用が高い」「内容が分かりづらい」「不安をおおるようなことを言われた」などの苦情や問い合わせがありますが、修理や工事は、利用者と水道工事業者との間で契約するものであり、市は関与できません。トラブルを防ぐために、なるべく複数者から見積もりを取り、事前に修理の内容や費用について十分に説明を受けてから契約をしてください。また、修理中はできるだけ立ち会って作業を確認し、追加工事が必要と言われた場合は、その理由と追加費用の見積内容を必ず確認してください